

船舶インシデント調査報告書

令和5年2月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年7月31日 11時45分ごろ
発生場所	京都府伊根町伊根漁港東方沖 新井港防波堤灯台から真方位089° 6.0海里付近 （概位 北緯35° 41.7′ 東経135° 25.8′）
インシデントの概要	プレジャーボート一颯丸は、航行中、船外機の推進力が得られなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年8月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 一颯丸、5トン未満（長さ4.63m） 273-1906兵庫、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力18.4kW、回転数毎分 5,000、2気筒、ボア71mm、使用燃料ガソリン、昭和61年4 月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、航行中、船外機の回転数が上昇しても速力が低下し進まなくなった。</p> <p>本船は、船長が、船外機の回転数が上昇しても、プロペラに動力が伝わっていないことを認め、付近を通り掛かったプレジャーボートに救助を依頼し、えい航されて帰港した。</p> <p>本船は、帰港後、整備業者が確認したところ、船外機のプロペラ軸とプロペラとの間に圧入されているラバーブッシュ（以下「本件ラバーブッシュ」という。）が経年劣化により破損し、プロペラ軸の回転力をプロペラに伝達することができず、推進力が得られなくなったことが判明した。</p> <p>船長は、本船を令和4年3月に中古で購入したが、購入時に受け取った購入前の整備記録には、プロペラや本件ラバーブッシュに関する点検結果は記載されておらず、プロペラをすぐに整備する必要はないと思っていた。</p>
分析	本船は、航行中、本件ラバーブッシュが経年劣化により破損したことから、プロペラ軸の回転力をプロペラに伝達することができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、航行中、本件ラバーブッシュが経年劣化により破損したため、プロペラ軸の回転力をプロペラに伝達することができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、定期的に船外機等のプロペラ内部のラバーブッシュを点検し、必要に応じてプロペラを交換すること。